

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者の指定（2件）</li> <li>・ 公有水面埋立ての免許（2件）</li> </ul> <p>○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林の指定の予定（2件）</li> <li>・ 道路の区域変更（2件）</li> <li>・ 道路の供用開始（2件）</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札者等</li> <li>・ 大規模小売店舗の変更事項届出（4件）</li> <li>・ 令和5年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施</li> <li>・ 土地改良区の役員の就退任</li> <li>・ 土地改良区の解散に伴う清算人の退任</li> <li>・ 林業種苗生産事業者の登録</li> <li>・ 測量の実施（2件）</li> <li>・ 測量の終了</li> </ul> <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備員等に対する検定の実施</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>雇用労働政策課 漁港漁場課 農政課 林政課 道路維持課 ”</p> <p>税務課 経営支援課 雇用労働政策課 農村整備課 ”</p> <p>森林整備室 建設企画課 ”</p> <p>生活環境課</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 告 示

### 長崎県告示第24号

長崎県勤労福祉会館条例（昭和47年長崎県条例第52号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県勤労福祉会館	長崎市桶屋町25番地 株式会社トラスティ建物管理 代表取締役 中本 幸人	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

### 長崎県告示第25号

長崎県技能会館条例（昭和48年長崎県条例第60号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県立諫早技能会館	諫早市宇都町22番76号 職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会 理事長 竹田 近久	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

**長崎県告示第26号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和6年1月9日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名  
 名 称 五島市  
 所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号  
 代表者氏名 五島市長 野口市太郎  
 代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号
- 3 埋立ての区域
  - (1) 位 置 1工区  
 長崎県五島市富江町山下字美江原372番5及び389番3の地先公有水面  
 2工区  
 長崎県五島市富江町山下字美江原389番3の地先公有水面  
 3工区  
 長崎県五島市富江町山下字美江原389番3の地先公有水面  
 4工区  
 長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18の地先公有水面  
 5工区  
 長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18の地先公有水面
  - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 304.78平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位 置 長崎県五島市富江町山下字美江原372番5、389番3、字スキ山201番17、201番19、201番21、201番20、201番18、201番24、201番22、201番27の地内並びに字美江原372番5から字スキ山201番17を経て201番22の地先公有水面
  - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 12,864.45平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

**長崎県告示第27号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和6年1月9日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名  
 名 称 五島市  
 所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号  
 代表者氏名 五島市長 野口市太郎  
 代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号

3 埋立ての区域

- (1) 位 置 長崎県五島市富江町土取字椀嶋798番3の地先公有水面
- (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面 積 108.80平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 長崎県五島市富江町土取字椀嶋798番1、798番3の地内、並びに同字椀嶋798番3の地先公有水面
- (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面 積 2,339.24平方メートル

5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第28号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 8 畜産課関係						別表（第2条関係） 8 畜産課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略						1～3 略					
4	長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金	「長崎和牛」の増頭及び維持を推進する。	(1) 規模拡大を図る肥育牛生産者等に対する素牛の導入に係る経費 <u>ア 構造改善チャレンジタイプ繁殖農家が新たに一部肥育経営を行うことにより、生産体制構造の改善を図る。</u> <u>イ 一般導入タイプ県内の肥育農家が県内外の市場から肥育素牛を導入することにより、長崎和牛の生産拡大を図る。</u> (2) 略	(1)  <u>ア 1頭当たり10万円</u>  <u>イ 1頭当たり5万円</u> (2) 略	略	4	長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金	「長崎和牛」の増頭及び維持を推進する。	(1) 規模拡大を図る肥育牛生産者等に対する素牛の導入に係る経費 (2) 略	(1) 1頭当たり5万円 (2) 略	略
5～34 略						5～34 略					
35	肉用牛経営緊急支援事業費	畜産経営における物価高騰	国が実施する「和子牛生産者臨時経営支援事業」に基づき公表される九	「和子牛生産者臨時経営支援事業」	農業協同組合及び一般社団						

補助金	等に伴う影響を緩和するため、子牛価格の一部を補てんし、生産基盤の維持及び畜産経営の安定を図る。	州・沖縄ブロック平均価格が発動基準価格を下回った場合、対象とならない経費の一部を支援	の発動基準価格と九州・沖縄ブロック平均価格の差額の8分の1以内	法人長崎県畜産物価格安定基金協会
備考 略				備考 略

**長崎県告示第29号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南松浦郡新上五島町若松郷字守崎462の1、462の2、462の5、462の46、462の104
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第30号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
対馬市上対馬町西泊字ジリナキ661の1、661の3、661の15、661の27、661の28、662、663の1、663の3、664、665の2、666から668まで、671、672、675、676、690の2、690の3、690の6、690の9、694の1、694の4、694の5、695、696、700から704まで、705の1、705の2、706、707の1、707の2、708、709、710の1、710の2、711の1から711の4まで、712から714まで、715の1、715の2、716、717の1、718、721、722、723の1、723の2、730
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ジリナキ690の6・690の9・694の1・694の4・694の5（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第31号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
 路線名 251号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市有家町中須川字黒田215番6地先から 南島原市有家町山川字黒田110番4地先まで	前	14.1~20.8	29.6	
	後	14.1~14.9	29.6	

**長崎県告示第32号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
 路線名 平戸江迎線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町一関免字立部72番地先から 官公有無番地先（平戸市田平町一関免字立部67番1）まで	前	32.6~56.6	68.1	
	後	32.6~47.2	68.1	

**長崎県告示第33号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道 251号	南島原市有家町中須川字黒田215番5地先から 南島原市有家町山川字黒田109番3地先まで	令和6年1月19日
--------------	-------------------------------------------------	-----------

**長崎県告示第34号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平戸江迎線	平戸市田平町小手田免字立部442番1地先から 平戸市田平町一関免字米ノ内165番地先まで	令和6年1月28日 14時から

**公 告****落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称  
県税総合システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部税務課（県税システム班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2216
- 3 契約方法  
一般競争入札（不落随契）
- 4 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月14日
- 5 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
長崎県長崎市尾上町5番6号  
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 6 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
158,707,500円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和5年10月31日
- 8 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 9 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当するため。

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス鹿町店  
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦259番1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 変更した事項  
①大規模小売店舗の名称  
②大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
- (4) 変更の年月日  
令和5年9月1日

## 2 届出年月日

令和5年12月12日

## 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市観光商工部商工労働課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス中里店  
長崎県佐世保市上本山町869番1 外4筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 変更した事項  
①大規模小売店舗の名称  
②大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
- (4) 変更の年月日  
令和5年9月1日

## 2 届出年月日

令和5年12月12日

## 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市観光商工部商工労働課

保市観光商工部商工労働課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

#### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス鹿町店

長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦259番1 外

##### (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

##### (3) 変更しようとする事項

###### ①大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午後9時45分

（変更後）午後10時00分

###### ②来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時45分から午後10時00分

（変更後）午前8時30分から午後10時30分

###### ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後10時

（変更後）24時間

##### (4) 変更の年月日

令和5年12月13日

#### 2 届出年月日

令和5年12月12日

#### 3 関係書類の縦覧

##### (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

##### (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

#### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス中里店  
長崎県佐世保市上本山町869番1 外4筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 変更しようとする事項
  - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 午後9時45分  
(変更後) 開店時刻 午後9時00分 閉店時刻 午後10時00分
  - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時45分から午後10時00分  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分
  - ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前6時から午後10時  
(変更後) 24時間
- (4) 変更の年月日  
令和5年12月13日

## 2 届出年月日

令和5年12月12日

## 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**令和5年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施（公告）**

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和5年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 実施職種

- (1) 随時2級  
電子機器組立て（電子機器組立て）
- (2) 随時3級  
電子機器組立て（電子機器組立て）
- (3) 基礎級  
電子機器組立て（電子機器組立て）

## 2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

## 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

- (1) 実技試験
  - ア 手数料 18,200円
  - イ 実施期日

令和6年1月19日（金）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和6年1月19日（金）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

**土地改良区の役員就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、針陽土地改良区から次のとおり役員就退任の届出があった。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員	退 任 役 員
---------	---------

理 事		理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
田 中 芳 秀	佐世保市針尾東町2031	田 中 芳 秀	佐世保市針尾東町2031
廣 瀬 政 博	佐世保市針尾東町1816	廣 瀬 政 博	佐世保市針尾東町1816
廣 瀬 忠 之	佐世保市針尾東町2460	羽 田 孝 喜	佐世保市針尾東町2420
吉 福 倉 寿	佐世保市針尾東町1485- 3	原 和 文	佐世保市針尾東町2022
永 田 幸 治	佐世保市針尾東町675	永 田 幸 治	佐世保市針尾東町675
田 中 明 寛	佐世保市針尾東町2058	田 中 明 寛	佐世保市針尾東町2058
羽 田 摩 弥	佐世保市針尾東町2150		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
廣 瀬 英 典	佐世保市針尾東町2306- 5	廣 瀬 英 典	佐世保市針尾東町2306- 5
廣 瀬 祐 介	佐世保市針尾東町2483- 1	廣 瀬 祐 介	佐世保市針尾東町2483- 1
森 幹 也	西彼杵郡長与町高田郷2144		

**土地改良区の解散に伴う清算人の退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人国営田平土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

退任清算人	
氏 名	住 所
岡 田 眞	平戸市田平町荻田免385番地
森 喜一郎	平戸市田平町小手田免892番地2
岡 田 俊 明	平戸市田平町荻田免1475番地5
大 水 文 雄	平戸市田平町小崎免1123番地
長 尾 耕 助	平戸市田平町里免761番地
大 山 荒 助	平戸市田平町本山免305番地
森 田 増 実	平戸市田平町上亀免446番地
北 川 貢	平戸市田平町深月免297番地

**林業種苗生産事業者の登録（公告）**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	名称・氏名	住 所	生産事業の内容	事業所の所在地
長崎333号	森田 正路	対馬市豊玉町曾1049-13	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	対馬市豊玉町曾1049-13
長崎334号	島井 政臣	対馬市豊玉町仁位424-1	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	対馬市豊玉町仁位424-1
長崎335号	松尾 浩一	対馬市巖原町日吉267-2	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	対馬市巖原町日吉267-2

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町	令和6年1月23日から 令和6年3月22日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（路線測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市東大村一丁目	令和6年1月25日から 令和6年2月21日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、対馬振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
対馬市豊玉町曾地区	令和6年1月9日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年1月19日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

雑踏警備業務1級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和6年4月25日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受験はできない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和6年1月29日（月）から同年2月7日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であつても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 次に掲げるいずれかの書面 1通

(ア) 3(1)の受検資格に該当する場合は、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

(イ) 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

13,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110内線3185）

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリン  
田宏  
弥ト